

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録及び閲覧に係る指導指針

1 目的

この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録及び閲覧に係る必要な事項を定める。

2 対象となる施設の種類

記録及び閲覧の対象となる産業廃棄物処理施設は、法施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げるもの（以下「施設」という。）とする。

3 記録すべき事項

記録すべき事項は、施設の種類により次のとおりとする。

(1) 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）

ア 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 燃焼ガス温度の測定等に関する事項

(ア) 項目

(i) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

(ii) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(iii) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

(iv) 焼成炉中の温度（ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合に限る。）

(イ) 記録事項

(i) 測定を行った位置

(ii) 測定結果の得られた年月日

(iii) 測定結果

ウ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日

エ 排ガスの測定等に関する事項

(ア) 項目

(i) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（年1回以上）

(ii) 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。）（6月に1回以上）

(iii) 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のPCB濃度（6月に1回以上）（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設に限る。）

(iv) 放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度（6月に1回以上）（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設に限る。）

(イ) 記録事項

(i) 排ガス（試料）を採取した位置

- (ii) 排ガス（試料）を採取した年月日
- (iii) 測定結果の得られた年月日
- (iv) 測定結果

(2) 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）

ア 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ ガスの温度の測定等に関する事項

(ア) 項目

- (i) 改質設備内のガスの温度
- (ii) 除去設備に流入する改質ガスの温度

(イ) 記録事項

- (i) 測定を行った位置
- (ii) 測定結果の得られた年月日
- (iii) 測定結果

ウ 冷却設備及び除去設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日

エ 改質ガスの測定等に関する事項

(イ) 項目

- (i) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度（年1回以上）
- (ii) 除去設備の出口における改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、硫化水素の濃度（6月に1回以上）

(イ) 記録事項

- (i) ガスを採取した位置
- (ii) ガスを採取した年月日
- (iii) 測定結果の得られた年月日
- (iv) 測定結果

(3) 焼却施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）

ア 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 温度の測定等に関する事項

(ア) 項目

- (i) 溶鋼炉内又は炉の出口における温度
- (ii) 集じん器内に流入するガスの温度

(イ) 記録事項

- (i) 測定を行った位置
- (ii) 測定結果の得られた年月日
- (iii) 測定結果

ウ 排ガス処理設備（製鋼用電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備）に堆積したばいじんの除去を行った年月日

エ 排ガスの測定等に関する事項

(7) 項目

- (i) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（3月に1回以上）
- (ii) 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。）（6月に1回以上）

(4) 記録事項

- (i) 排ガスを採取した位置
- (ii) 排ガスを採取した年月日
- (iii) 測定結果の得られた年月日
- (iv) 測定結果

(4) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

ア 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 温度の測定等に関する事項

(7) 項目

- (i) 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度
- (ii) (i)から推定される溶融炉内の温度

(4) 記録事項

- (i) 測定を行った位置
- (ii) 測定結果の得られた年月日
- (iii) 測定結果及び推定される溶融炉内の温度

ウ 石綿濃度の測定等に関する事項

(7) 記録する項目

- (i) 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度（6月に1回以上）
- (ii) 集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度（6月に1回以上）（溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合に限る。）

(4) 記録する事項

- (i) 排ガスを採取した位置
- (ii) 排ガスを採取した年月日
- (iii) 測定結果の得られた年月日
- (iv) 測定結果

エ 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験（6月に1回以上）

(7) 試料を採取した位置

(4) 試料を採取した年月日

(4) 試験結果の得られた年月日

(4) 試験結果

オ 排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日

カ 集じん器に堆積した粉じんの除去を行った年月日（溶融炉内に石綿含有産業廃棄

物を投入するために必要な破碎を行う場合に限る。)

(5) 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

ア 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 温度の測定等に関する事項

(ア) 記録する項目

- (i) 脱塩素化分解方式の施設にあつては、反応中の混合物の温度
- (ii) 水熱酸化分解方式の施設にあつては、反応中の混合物の温度、反応器中の圧力
- (iii) 還元熱化学分解方式の施設にあつては、反応設備内の温度、圧力、薬剤として用いられるガスの供給量
- (iv) 光分解方式の施設にあつては、照射される光の強度、反応中の混合物の温度
- (v) プラズマ分解方式の施設にあつては、プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流、電圧、反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力、薬剤として用いられるガスの供給量
- (vi) 機械化学分解方式の施設にあつては、反応中の反応器内の温度、反応器の回転数
- (vii) 熔融分解方式の施設にあつては、反応設備内の温度及び圧力、除去設備内の生成ガスの温度
- (viii) 分離方式の施設にあつては、分離設備内の温度及び圧力、回収設備内の温度

(イ) 記録する事項

- (i) 測定を行った位置
- (ii) 測定結果の得られた年月日
- (iii) 測定結果

ウ PCB含有量の測定等に関する事項

(ア) 記録する項目

- (i) 放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度（6月に1回以上の測定）
- (ii) 脱塩素化分解方式の施設にあつては、処理により生じた廃油中のPCB含有量（6月に1回以上の測定）
- (iii) 還元熱化学分解方式、プラズマ分解方式、熔融分解方式の施設にあつては、除去設備から排出された生成ガス中の主要成分
- (iv) 分離方式の施設にあつては、回収液の量、回収液中のPCB含有量

(イ) 記録する事項

- (i) 試料を採取した位置
- (ii) 試料を採取した年月日

- (iii) 測定結果の得られた年月日
 - (iv) 測定結果
- エ 除去設備内に堆積した粒子状の物質等の除去を行った年月日
- オ 生成ガス中のダイオキシン類濃度の測定等に関する事項
 - (ア) 記録する項目
 - (i) 還元熱化学分解方式、プラズマ分解方式、熔融分解方式の施設にあつては、除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度（年1回以上の測定）
 - (ii) 還元熱化学分解方式、プラズマ分解方式、機械化学分解方式、熔融分解方式の施設にあつては、除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度（6月に1回以上の測定）
 - (イ) 記録する事項
 - (i) 生成ガスを採取した位置
 - (ii) 生成ガスを採取した年月日
 - (iii) 測定結果の得られた年月日
 - (iv) 測定結果
- (6) 最終処分場
 - ア 埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - イ 周縁地下水、放流水及び浸透水の水質検査
 - (ア) 採取した位置
 - (イ) 採取した年月日
 - (ウ) 測定結果の得られた年月日
 - (エ) 測定結果
 - ウ 周縁地下水の水質の悪化が認められた場合に講じた措置及び浸透水の水質が基準に適合しなかった場合に講じた措置
 - (ア) 措置を講じた年月日
 - (イ) 措置の内容
 - エ 遮水工、擁壁、調整池、浸出液処理設備、外周仕切設備、内部仕切設備、防凍のための措置及び覆い（遮断型のみ）の点検
 - (ア) 点検を行った年月日及びその結果
 - (イ) 機能の低下又は損壊のおそれ若しくは機能の異常が認められた場合における
 - ・ 措置を講じた年月日
 - ・ 講じた措置の内容
 - オ 展開検査（安定型のみ）
 - (ア) 各月の実施回数
 - (イ) 安定型廃棄物以外の混入等が認められた年月日
 - カ 残余埋立量の測定
 - (ア) 測定年月日

(イ) 測定結果

4 記録の閲覧の方法

記録の閲覧は、次のとおりとする。

(1) 閲覧の方法

事務所等の決められた場所に記録等の書面を備え置く方法、事務所等に備え置く電子計算機に表示する方法、電磁的記録に記録されている事項を記載した書面により閲覧する方法又はインターネットを利用する方法により閲覧に供する。なお、事務所等の近傍の見やすい場所に設置した掲示板等に掲示する方法により閲覧に供しても差し支えない。

(2) 閲覧期間

閲覧期間は、記録を備え置く等した日から3年間とする。ただし、閲覧期間のうち日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、事業所の休日等、閲覧に供しない日を定めることができる。

(3) 事務所等で閲覧する場合の閲覧時間

事務所等で閲覧する場合の閲覧時間は、原則として閲覧場所である事務所等の通常の営業時間とする。ただし、終日営業をしている場合の夜間など、閲覧により業務に支障を来すおそれがある場合などは、閲覧場所に閲覧時間を掲示するなど閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）の理解が得られるようにする。

(4) 記録すべき事項及び備え置く時期

ア 廃棄物の月ごとの数量及び展開検査の実施回数 当該月の翌月の末日

イ 測定に関する事項 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ウ 堆積物の除去に関する事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

エ 点検及び措置を行った場合 当該点検及び措置を講じた日の属する月の翌月の末日

オ 展開検査を行った場合 当該日の属する月の翌月の末日

5 閲覧すべき記録等

次に示すものを基本として作成する。

(1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量 … 月報

(2) 各種測定結果（温度、圧力等） … 月報、測定を行った位置を示す図面

(3) 堆積物の除去を行った年月日 … 実施日を記載した月報

(4) 排ガス、排水等の測定結果 … 月報、計量証明書、試料を採取した位置を示す図面

(5) 各種点検を行った年月日及びその結果 … 月報

(6) 点検の結果、異常が認められた場合等における措置を講じた年月日、異常の内容及び講じた措置の内容 … 措置報告書

(7) 展開検査 … 月報

(8) 残余埋立量 … 年報

6 閲覧に供する書類等の留意事項

閲覧に供する書類等は、次の事項に留意する。

- (1) 閲覧に供する書類等の様式は、必要な事項が記載されていれば、適宜定めて差し支えない。
- (2) 記録等を複写したものを閲覧に供して差し支えないが、原本の閲覧を請求された場合は、原本を閲覧に供する。
- (3) 廃棄物の種類は、法第2条第4項及び政令第2条に規定された種類を記載することを基本とするが、シュレツダーダスト等の混合物については、具体的な品目を記載しても差し支えない。
- (4) 測定結果が、連続記録用紙、計量証明書、電子計算機からの出力用紙等に記録されたものである場合には、当該用紙に測定を行った位置及び測定結果の得られた年月日を記載する。
- (5) 測定を行った位置、排ガスを採取した位置の図面は、個別の記録等に添付せず、閲覧場所に掲示しても差し支えない。
- (6) 測定結果の得られた年月日については、当該処理施設の設置者以外の者が測定した場合には、当該者から測定結果が報告された年月日を記載する。

7 閲覧場所

書面及び事務所等に備え置く電子計算機、電磁的記録に記録されている事項を記載した書面により記録等を閲覧する場合の閲覧場所は、次の場所とする。なお、掲示板等に掲示する方法やインターネットを利用する方法により閲覧に供することも差し支えない。

(1) 廃棄物の焼却施設に関する記録

原則として、当該処理施設を設置している事業所とする。ただし、閲覧に供する場所がないなど焼却施設を設置している事業所に備え置けない相当の理由がある場合は、最寄りの事務所に備え置く。

(2) 最終処分場

原則として、当該最終処分場に付帯する管理施設とする。ただし、閲覧に供する場所がないなど最終処分場に備え置けない相当の理由がある場合は、最寄りの事務所に備え置く。

8 閲覧を請求できる者の範囲

閲覧を請求できる者は、周辺に居住する者、周辺の事業所等の従業員、施設の周辺で事業を営んでいる者など法第15条の2の3に規定する当該施設の維持管理に関して生活環境の保全上利害関係を有する者とする。

9 閲覧の拒否

次に掲げる場合には、閲覧を拒否することができる。

- (1) 閲覧期間以外の記録等の閲覧を求められた場合

- (2) 閲覧時間外に閲覧を求められた場合
- (3) 大人数で一度に押しかけるなど正常な状態で閲覧ができないと判断される場合
- (4) 明らかに閲覧を請求できる者でないと判断される場合
- (5) その他閲覧を拒否できる正当な理由がある場合

10 記録等の複写等

書面及び事務所等に備え置く電子計算機、電磁的記録に記録されている事項を記載した書面により閲覧に供された記録等は、閲覧者が持参した携帯複写機若しくは写真機を使用する場合には、複写又は写真撮影を認める。